

31都総第 1-1722号
令和 2年 4月13日

名古屋市名東区
猪子石原1-1307

(株) 東海・ビルド

代表取締役 大上 功 様

愛知県知事 大村 秀章



特 定 建 設 業 に つ い て (許 可)

令和 2年 3月13日 付けで申請のありました 特 定 建 設 業 に
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり
許可します。

記

許 可 番 号 愛知県知事 許可 (特一 2) 第49209号

許 可 年 月 日 令和 2年 4月13日

許 可 の 有 効 期 限 令和 7年 4月12日

許 可 建 設 業 の 種 類

建築工事業
大工工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
内装仕上工事業

担当 都市整備局都市基盤部都市総務課
電話 052-954-6503
(ダイヤルイン)

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 7年 3月13日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)